

遊休農地等利活用促進事業実施要領

平成 31 年 4 月 1 日付け農村第 10 号農政部長通知

第 1 趣旨

農地は、食料を安定的に供給する基本的な役割とともに、農業の営みや農村の人々の暮らしを通じて、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など、様々な多面的機能を有している。

しかし、担い手の減少と高齢化によって、遊休農地の発生が問題となっている。

こうした遊休農地では、営農を開始するための条件整備が障壁となり、農地の集積・集約に支障を来している。このため、遊休農地の解消・再生を進めるための条件を整えるために必要な支援を行う。

第 2 事業の実施

本事業の具体的な事業区分、事業実施主体、補助要件及び補助率は別表に、具体的な運用等は別記 1 に掲げるとおりとする。

第 3 対象農地

- 1 本事業の対象となる農地は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項に基づく農業振興地域の農地の内、農地法第 30 条に基づく「利用状況調査」（以下「利用状況調査という。」）の結果それぞれ以下に該当するものとする。

農地の区分	条件
1 号遊休農地 (緑区分、白地)	1 号遊休農地のうち、「農地法の運用について」第 3 の 1 の (3) のアの (ウ) a に該当する農地（以下緑区分という）のうち農用地区域に指定されていない農地（以下白地という）
2 号遊休農地	利用状況調査で 2 号遊休農地と判定された農地全て
一時休耕農地	遊休農地と判定されていないが支障があり一時的に休耕している農地
その他	県と協議して認める農地

第 4 事業の実施等の手続き

1 事業実施計画の承認

- (1) 本事業を実施しようとするものは、様式第 1 号により事業実施計画を作成し、様式第 2 号により市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1) の事業実施計画の提出があった場合は、必要な指導及び調整を行った上で、様式第 2 号の 2 により農林事務所長に提出するものとする。
- (3) 農林事務所長は、(2) で提出された事業実施計画の内容が適切と認められる場合

は、様式第3号により承認した旨を市町村長へ通知を行うものとする。

- (4) 市町村長は、(3)により通知を受けた場合、様式第3号の2により承認した旨を事業実施主体へ通知を行うものとする。

2 事業実施計画の変更及び中止

事業実施主体は、事業実施計画について、以下の変更が生じた場合は、1の手続きに準じて、農林事務所長の承認を受けるものとする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助金の額に影響を及ぼす変更
- (3) 再生する農地の変更
- (4) 事業の中止

3 事業実施実績の提出

- (1) 事業実施主体は、様式第1号により当該年度の事業実施実績を作成し、事業実施翌年度の4月10日までに、様式第2号により市町村長に提出するものとする。
- (2) 市町村長は、(1)の事業実施実績の提出があった場合は、必要な指導等を行った上で、様式第2号の2により農林事務所長に提出するものとする。

4 事業の着工

本事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第5 助成措置

- 1 県は、予算の範囲内において、この事業に要する経費について、「岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）」及び「岐阜県農業振興事業費補助金交付要綱（平成18年3月31日農政第294号農政部長通知）」に定めるところにより、市町村に対し補助金を交付するものとする。
- 2 市町村が事業実施主体に対して補助金を交付する場合には、本要領に準じて、事業実施主体の自主的な遊休農地の発生防止・解消の施策の展開を尊重するよう努めるものとする。

第6 事業の推進

関係農林事務所は、事業実施体制の整備及び事業の実施等にあたって必要な指導助言を行うものとする。

第7 その他

- 1 本事業は事業実施主体の自主的な施策について助成するものであるため、全面委託

は認めない。

- 2 農林事務所及び市町村は、本事業において遊休農地の解消・再生をした農地について、将来にわたって農地が保全されるよう、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活動への編入促進等の対策を講じること。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2関係）

事業実施主体	補助要件	補助額
<p>事業実施主体は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 農業者（農政部長が別に定めるものに限る。）</p> <p>(2) 農業者等の組織する団体（農政部長が別に定めるものに限る。）</p> <p>(3) 民間事業者（農政部長が別に定めるものに限る。）</p> <p>(4) 農地中間管理機構</p> <p>(5) 農業協同組合</p> <p>(6) 土地改良区</p> <p>(7) 市町村が県と協議して認める者</p> <p>(8) 市町村</p> <p>(9) アグリパークにより農業に参入する者</p>	<p>補助要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託等によって、遊休農地の再生作業又は発生防止作業後、当該農地において2年間以上耕作する者であること。（ただし、農政部長が別に定める場合には、この限りではない。）</p> <p>(2) 1事業実施主体当たりの補助額が百万円以内のものに限る。</p>	<p>農政部長が別に定める額とする。</p>

別記1（運用）

第1 事業の内容

別表に係る運用は、次のとおりとする。

第2 事業実施主体

1 別表の事業実施主体は、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託等によって、当該農地において2年間以上耕作する、またはさせる者とする。

2 別表の事業実施主体の欄の（1）から（3）までに掲げる事業実施主体は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）認定農業者

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に基づき、市町村から経営改善計画の認定を受けた経営体

イ 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人

（2）認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき、市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体

（3）基本構想水準到達者

年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達しているとみなせる経営体

（4）集落営農経営

次のいずれかに該当する任意組織の集落営農経営

ア 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体

イ 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている集落営農組織

（5）地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

3 別表の事業実施主体の欄の（2）及び（3）に掲げる事業実施主体は、次のいずれかに該当するものとする。但し、別表の事業実施主体の欄の（2）において、2の（4）に該当する集落営農経営に該当する場合は、この限りでない。

（1）農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

（2）農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

(3) NPO 法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の規定による非営利活動法人をいう。）

(4) 農地法、農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づいた手続きにより農業参入した法人

4 別表の事業実施主体の（7）市町村が県と協議して認めるものは様式第 4 号を県に提出し、県と協議して認めたものとする。

5 別表の事業実施主体の欄の（1）から（9）までに掲げる事業実施主体にあつては、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

第 3 補助要件

別表の補助要件の農政部長が別に定める事項は、次のとおりとする。

1 事業実施主体が別表の事業実施主体の欄の（4）農地中間管理機構、（5）農業協同組合、（6）土地改良区及び、（8）市町村である場合は、賃借権等によって、遊休農地解消又は再生作業の後、当該農地において 2 年間以上耕作する者であるとみなす。

第 4 補助額

別表の補助額の農政部長が別に定める場合は、次に掲げる表中のとおりとする。

農地の区分	10a 当たりの事業費単価	うち県補助
1 号遊休農地（緑区分、白地）	43,000 円	事業費単価の 3/4 以内
2 号遊休農地	24,000 円	事業費単価の 3/4 以内
一時休耕農地	24,000 円	事業費単価の 3/4 以内
その他※ 1	24,000 円	事業費単価の 3/4 以内

※ 1. 様式第 4 号を県に提出し、県と協議して認めたものとする。

第 5 補助対象経費

第 4 の事業メニューにおける補助対象経費は次のとおりとする。

1 遊休農地解消及び再生作業

刈払、深耕・整地、排水改善、障害物除去、再生作業（雑木の除去等）に係る経費

2 土壌改良

土壌改良資材等の投入に係る経費

3 その他遊休農地の発生防止など必要と認められる経費

第 6 優先採択

以下の条件の農地について、予算の範囲内において優先的に採択する。

1 農地法第 30 条に基づく「利用状況調査」で 1 号遊休農地（緑区分）、2 号遊休農地に該当する農地

2 中山間地域における農地

第7 実施基準等

本事業の実施は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の対象とすることはできない。
- 2 本事業により再生した農地等について、市町村長は、事業完了後、当該農地において2年間耕作するまで、毎年度の耕作状況の確認を確実に行わなければならない。当該確認に当たっては、農地法第30条に基づく「利用状況調査」を確認するものとする。
また、市町村長は、当該農地について事業が終了した日から自然災害その他やむを得ない理由により2年を経ずして再び耕作されなくなった場合には、別紙の指導・支援フロー図により、営農を再開するために必要な指導や支援、新たな耕作者の確保等について検討するものとする。さらに、当該農地において2年間耕作した後も、市町村長は引き続き、賃借権等が継続されるよう努めるものとする。
なお、市町村長は、耕作状況の確認結果（耕作が行われていない場合の指導内容や今後の耕作再開の見通しを含む。）について、様式第5号により、農林事務所長に提出するものとする。
- 3 2のほか、市町村長は農林事務所長の求めに応じて、耕作状況の確認結果を報告するものとする。

第8 会計経理

事業実施主体は、次に掲げる事項に留意して適正に処理するものとする。

- 1 事業に係る経理は、独立の帳簿を設定するなどの方法により、他の経理と区分して行うものとする（対象事業以外の事業を含む全ての事業を一括して経理する場合にも、対象事業に係る経理については区分を明確にしておくこと。）。
- 2 補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくこと。